

第3次那霸市水産業振興基本計画策定基礎調査
業務委託募集要項

平成25年11月

那霸市 経済観光部商工農水課

第3次那覇市水産業振興基本計画策定基礎調査業務 業務委託募集要項

1. 目的

本募集要項は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、第3次那覇市水産業振興基本計画策定基礎調査業務に係わる委託業務の受託者を公募するため、必要な事項を定めるものです。

2. 事業名称

第3次那覇市水産業振興基本計画策定基礎調査業務委託事業

3. 業務内容

第3次那覇市水産業振興基本計画策定基礎調査業務委託仕様書のとおりです。

4. 期間

契約締結日から平成26年3月31日

5. 委託業務の見積もりに関する要件

総額8,977,500円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内で、効果的な業務を企画提案して下さい。(この金額は、企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではありません。)

6. 応募資格

本企画提案公募への応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 過去10年間に、国・地方公共団体等が発注する水産業振興基本計画関連の計画策定業務の受託実績を有する者。
- (3) 本市に本社若しくは支店又は営業所を有する法人または、沖縄県内に本社を有する法人。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 今回の委託業務を実施するため、沖縄県内常駐の1名以上の業務主任者を配置し、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (9) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(10)那覇市税を滞納していない者であること。

7. 提出書類

申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。

- (1) 応募申請書(様式1)
- (2) 企画提案書(様式2)
- (3) 会社概要書(様式3)
- (4) 業務委託料経費積算書(様式4)
- (5) 業務主任者等の実績表(様式5)
- (6) 執行体制(様式6)
- (7) 事業スケジュール(様式7)
- (8) 実績書(様式8)
- (9) 協力連携事業者予定調書(様式9)
- (10)那覇市税完納証明書

* 提出書類の部数は、(2)～(8)までは、原本1部、原本の写し8部の合計9部とし、(1)(9)(10)は原本1部を提出して下さい。但し、連携事業者がいない場合は(9)の提出は不要です。

* 各様式の体裁について、行の追加以外の変更はご遠慮ください。

* 企画提案書(様式2)は、10ページ程度で作成してください。

* 押印箇所には全て代表者印を押印すること。

8. スケジュール(予定)

受託授業者決定のスケジュールは、概ね下記を予定しています。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 公募開始日 | 平成25年11月8日(金) |
| (2) 公募説明会 | 平成25年11月14日(木) 11:00～ |
| (3) メール質問受付期限 | 平成25年11月18日(月) 15:00まで |
| (4) メール質問回答 | 平成25年11月20日(水) |
| (5) 応募申請書提案書提出期限 | 平成25年11月22日(金) |
| (6) プレゼンテーション及び選定 | 平成25年11月29日(金) 13:30～ |
| (7) 選定結果通知 | 平成25年12月4日(水) |
| (8) 契約予定 | 平成25年12月6日(金) |

9. 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成25年11月8日(金)から平成25年11月22日(金)の9時から17時。

(12時から13時の間、土曜日、日曜日は除きます。)

(2) 配布場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階

那覇市 経済観光部 商工農水課

配布物に関しては、那覇市公式ホームページでも公開しています。

〈那覇市公式ホームページ〉

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

(3) 問合せ先

担 当 那覇市経済観光部商工農水課 富山

電 話 098-951-3209 FAX:098-951-3213

E-MAIL 37575yosi@city.naha.lg.jp

* 募集要項及び仕様書の内容に関する問い合わせは、上記メールにて質問書を活用し、平成25年11月18日(月)15時までに送信して下さい(期日厳守)。電話等による質問・問い合わせは実施しません。

* メールタイトルは、「第3次那覇市水産業振興基本計画策定事業の質問」として送信して下さい。

* 質問への回答は、平成25年11月20日(水)を目処に那覇市公式ホームページにおいて掲載することを予定しています。

10. 公募に係る事業者説明会

(1) 日時及び場所

平成25年11月14日(木) 11時00分から12時00分

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階 602会議室

(2) その他

- ・ 参加される場合は、事前に名称、参加人数等をご連絡ください。
- ・ 募集要領及び仕様書等は、各自でご準備ください。
- ・ 本庁地下駐車場は有料となっております。(1時間100円、以降30分300円増)

11. 応募方法

提出書類を受付期間内に持参してください。

(郵送、FAX等による受付は行いません。)

(1) 提出書類の受付期間

平成25年11月8日(金)から平成25年11月22日(金)の9時から17時。

(12時から13時の間を除く。)

(2) 受付場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階

那覇市 経済観光部 商工農水課

12. 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

提案審査評価は、「那覇市経済観光部所管事業審査委員会」において、書類審査及びプレゼンテーション審査により選定します。応募者数が多い場合は、書類選考による一次審査を実施します。

なお、受託者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないことといたしますので予めご了承ください。

(2) プレゼンテーション審査

審査評価にあたり提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間は15分以内、審査委員の質疑は10分程度とする。なお、プレゼンテーション内容は提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は認めない。

スクリーンおよびプロジェクタについては事務局にて準備する。その他プレゼンテーションに必要となるものは持参すること。

日時 : 平成25年11月29日(金) 13:30～

実施場所 : 那覇市泉崎1丁目1番1号(那覇市役所本庁舎6階 602会議室)

プレゼンテーション審査の順番については、企画提案書等を受け付けた順といたします。

プレゼンテーションは、業務主任者等の実績表(様式5)に記載する業務主任者が主となって実施して下さい。

(3) 評価項目と配点及び評価方法

① 評価項目

No	評価項目
1	事業全体の事業目的の理解や業務に対する意欲
2	基本計画に必要な調査方法及び項目、内容、考え方について
3	那覇市の水産業を取り巻く状況、課題の考え方について
4	那覇市の今後の水産業のあり方、展望について
5	船だまり等の建設に必要な調査方法及び項目、内容、考え方
6	施設等のヒヤリング調査の内容や時期等について
7	新たな船だまり等の建設について
8	独自提案について
9	業務主任者の実績及び同様な業務の受託実績
10	管理運営能力及び安定運営能力
合 計	

評価方法

② 点数で評価し、基準点数未满是契約交渉対象から除外する。

(4) 選定基準

① 仕様書に沿った企画提案書内容になっていること、効果的な提案内容になっていること、事業の円滑な実施に不可欠な安定運営能力を有すること等を基準に、委員毎に採点し、その合計点が高い順に順位を決定する。

② 順位を1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉者、次に多い者を次点交渉者に選定す

る。

- ③ ②の方法において、順位を1位とした委員の数が同数の場合、2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉者として選定します。
- ④ ③の方法にて、2位とした委員の数が同数の場合、第1位とした委員の合計点数が最も高い者を、更に1位とした委員の合計点数も同じ場合は、積算見積額の低い者を、優先交渉者として選定します。
- ⑤ ②③④の方法においても、優先交渉者が選定出来ない場合、委員会においてその選定を協議し、交渉者を決定するものとする。

13. 選定結果

審査終了後、速やかに、応募者へ選定結果(順位)を文書にて通知します。

14. 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

15. 契約について

那覇市内部の選定委員会の審査の結果、優れた提案とした1者の優先交渉権者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合、総額の範囲内で、契約を締結する。ただし委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位の者と協議のうえ契約するものとする。

16. 企画提案に関するその他の要件

- (1) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、那覇市が実施する事業です。委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがあります。
- (2) 自然災害等の影響等の外的要因により、仕様書に記載の業務の円滑な実施が困難である場合は、双方の協議により、委託業務内容を変更します。
- (3) 事業終了時に、実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額します。
- (4) 事業実施時にあたっては、那覇市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとします。
- (5) 業務主任者等の実績表(様式5)の「業務主任者」及び「業務主任者以外の担当者」は、当該委託業務を実際に担当するものについて把握するものであり、提出後に当該委託業務を担当できなくなった場合は、選定を取り消す場合があるので、確実に担当できる者を記載してください。

17. 事業報告に関する要件

- (1) 事業の進捗状況を適宜報告していただきます。
- (2) 事業終了後、速やかに実績報告書、経理関係書類等の報告書を提出していただきます。